

福岡県宇宙ビジネス研究会
令和8年度 宇宙ビジネス製品・サービス開発支援事業
二次公募 募集要項

1. 事業の目的

福岡県宇宙ビジネス研究会では、県内の宇宙・衛星ビジネス振興のため、県内に事業所等を有する企業が行う、宇宙ビジネスに挑戦する際の技術開発、製品・サービスの開発及びその生産の加速化や製品性能等の実証に対して、以下の助成事業を実施します。

2. 補助対象事業

宇宙ビジネスの製品・サービス開発に向けた可能性試験や、新製品・サービス開発を支援します。

可能性試験については、宇宙空間を活用したビジネスに係る製品・サービス開発における原理検証や要素技術の開発であり、本事業完了後の実用化、事業化に向けた計画がある事業が対象です。

また、新製品・サービス開発については、宇宙空間を活用したビジネスに係る製品・サービスの開発や製品の軽量化・高性能化、生産の効率化や自動化、開発に伴う製品性能等の実証に資する事業が対象です。

3. 支援の対象

次の条件を満たす企業を含む単独又は複数の企業等

(1) 単独の場合、福岡県宇宙ビジネス研究会会員企業（法人格を有していること）であり、かつ県内に研究、生産・活動拠点を有する又は設置する具体的な計画がある（交付の申請後、補助事業期間内に県内に研究、生産・活動拠点を設置し、かつ補助事業終了後も、引き続き3年以上県内に活動拠点を有し、事業活動を継続する予定であるもの）ものであること。

(2) グループの場合、全ての構成員は福岡県宇宙ビジネス研究会会員で構成されたものであり、かつグループのリーダーは県内に研究、生産・活動拠点を有する又は設置する具体的な計画がある（交付の申請後、補助事業期間内に県内に研究、生産・活動拠点を設置し、かつ補助事業終了後も、引き続き3年以上県内に活動拠点を有し、事業活動を継続する予定であるもの）福岡県宇宙ビジネス研究会会員企業（法人格を有していること）であること。

4. 事業期間、補助額、補助率、採択予定件数

① 補助事業期間

交付決定日 ～ 令和9年2月28日

② 補助額、補助率

区分	補助率	補助限度額
可能性試験	1 / 2 以内 (※)	200万円以内
新製品・サービス開発		700万円以内

※ ただし、グループの場合（交付要綱第4条（2）該当）で構成員に大学、公設試等が含まれる場合は、補助金の額の1 / 2を上限に、大学、公設試等の補助率を10 / 10以内としま

す。

- ※ ただし、令和8年3月の事業場内最低賃金を基準とし、補助対象期間終了までの間に事業場内最低賃金の引上げを行う中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合については、会長が適当と認めた場合、その引上げ額に応じて補助率及び補助限度額を別表2に掲げるとおりとすることができる。

別表2（補助率及び補助限度額）

第3条補助対象事業	補助上限額	
	時間給換算で30円以上60円未満の賃上げを行う場合 (補助率2/3)	時間給換算で60円以上の賃上げを行う場合 (補助率3/4)
(1)可能性試験	266万円	300万円
(2)新製品・サービス開発	933万円	1,050万円

③ 採択予定件数

可能性試験 : 1件程度
新製品・サービス開発 : 1件程度

④ その他

補助金の交付決定額は、審査結果等によって、補助希望額よりも減額する場合があります。

5. 補助対象経費

- ① 機械装置費
- ② 材料・消耗品費
- ③ 外注・委託費
- ④ 旅費
- ⑤ 人件費
- ⑥ その他経費（耐宇宙環境試験等研究機関等試験設備利用料、衛星データ取得費用、知的財産権関連経費等、補助事業の実施にあたり、会長が特に必要と認める経費）

- ※ 総事業費に人件費を計上していただいて構いません。ただし、事業終了後の実績報告の際に、業務日誌等、当該開発に従事したことが分かる資料が必要となりますのでご注意ください。

6. 募集期間

令和8年6月10日（水）～令和8年7月8日（水）17時まで

7. 必要書類

提案書の電子ファイル（Word形式）をメールにて下記のメールアドレス宛に送付してください。

8. 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県半導体・デジタル産業振興会議事務局（福岡県商工部先端技術産業振興課内）

担当：西川・入江

E-mail：info@robot-system.jp

9. 審査等

- (1) 当会議にて審査会を行い、採択内定・不採択の結果は7月下旬にお知らせする予定です。
- (2) 審査にあたっては、期日を示して各提案者から提案内容について、10分程度の提案プレゼンテーションを実施して頂きますので、審査会に向けてプレゼンテーション用の資料の準備をお願いします。
- (3) 採択内定を受けたグループについては、お示しする期日までに補助金交付申請書及び実施計画書を提出していただきます。
- (4) 補助事業者が補助事業を実施したことにより相当の収益が発生したと認められた場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を振興会議に納付しなければなりません。

10. 問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県半導体・デジタル産業振興会議事務局（福岡県商工部先端技術産業振興課内）

担当：西川・入江

TEL：092-643-3445

Mail：info@robot-system.jp